



セクハラ・パワハラの防止には、 この問題に対する職員一人ひとりの意識が重要です!!

- ✓セクシュアルハラスメントとは、「他者を不快にさせる性的な言動」を指します。
- ✓職場におけるセクシュアルハラスメント
 - ①相手が不快に感じる性的な言動であれば、**男性・女性のいずれも、被害者にも行為者**にもなり得ます。
 - ②「**職場**」とは、通常勤務している場所はもちろん、**出張先や勤務時間外での職場の宴会等でも、職場の上下関係や人間関係がそのまま持続**している場合は、「**職場**」に該当します。
- ✓パワーハラスメントとは、一般的に「**職務権限を使ったいやがらせ**」を指します。
- ✓職場におけるパワーハラスメントの具体例
 - ①**人格を否定されるような発言を繰り返された。**
 - ②**ミスを直接その場で注意せず、全員の前で叱責された。**
 - ③**故意に悪いうわさを流された。**
 - ④**「教育」や「指導」という名目で精神的、身体的暴力を受けた。**など

もし、セクハラ・パワハラと見られる言動があつたら・・・

- ✓当事者間の個人的な問題として片づけないで、職場の構成員として、**行為者に注意を促す、被害者に声をかけて相談に応じる、上司に相談する。**
- ✓一人で解決できない場合は、**周囲の人に相談**したり、直接、**相談窓口に相談**することをためらわないで。

セクハラ・パワハラに関する相談・苦情の受付け窓口を設けています。

※被害を受けた本人からの相談はもちろん、他の教職員から相談を受けた方、他の教職員が被害を受けているのを見て不快に感じている方からの相談も受け付けています。
※秘密は厳守しますので、安心して相談してください。

県教育庁総務課教職員室相談窓口 023-630-3078(セクハラ・パワハラホットライン)
県教育センター相談窓口 023-654-8181